

議案第 16 号

小城市教育情報化推進協議会設置要綱の一部を改正する訓
令

このことについて、別紙のとおり提出する。

令和 3 年 10 月 28 日

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

小城市教育情報化推進協議会の構成委員である佐賀県教育センター
の組織改編により、要綱を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会訓令第 号

小城市教育情報化推進協議会設置要綱の一部を改正する訓
令

小城市教育情報化推進協議会設置要綱（平成 23 年小城市教育委員会
訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号を次のように改める。

（7）佐賀県教育委員会事務局（1 人以上）

第 2 条第 8 号を削る。

附 則

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

小城市教育情報化推進協議会設置要綱（平成23年小城市教育委員会訓令第4号）の一部を改正する訓令 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（組織）</p> <p>第2条 推進協議会は、次の委員をもって構成する。</p> <p>（1）～（6） （略）</p> <p>（7） <u>東部教育事務所（1人）</u></p> <p>（8） <u>佐賀県教育センター（1人）</u></p>	<p>（組織）</p> <p>第2条 推進協議会は、次の委員をもって構成する。</p> <p>（1）～（6） （略）</p> <p>（7） <u>佐賀県教育委員会事務局（1人以上）</u></p>